

庁議(局・区経営会議) 案件申込書

申込日 平成29年 4月 28日

案件名	津久井老人福祉センターの機能の充実と旧町条例の経過措置の見直しについて									
所管	健康福祉	局区	福祉	部	津久井保健福祉	課	担当者		内線	
概要	津久井老人福祉センターは、津久井町文化福祉会館として条例に位置づけられていたが、合併後は老人福祉センター条例及び公民館条例に位置づけ一体的な運用が行われてきた。 一方で、高齢化の進行に伴い、老人福祉センターとしての機能の充実が求められていることから、諸室の配置を変更するとともに、他の老人福祉センター(溪松園・若竹園)との整合を図るため、条例附則で定めている使用料規定を見直すもの。									
審議内容(論点)	津久井老人福祉センターの配置転換及び機能充実について 相模原市立老人福祉センター条例(附則)の改正について									
実施計画の位置付け	あり	施策番号及び実施計画事業名	施策6 高齢者の社会参加の推進							
審議(希望)日	関係課長会議	平成29年	1月	25日	政策調整会議					
	局・区経営会議	平成29年	5月	9日	政策会議					
日程等調整事項	条例等の調整	条例 改廃あり	議会上程時期	平成29年9月	定例会議	報道への情報提供	なし			
	パブリックコメント	なし	時期		議会への情報提供	なし				
	審議会等、協議会等の設置	なし	個人情報の目的外利用等	なし						
検討経過等	関係部局名等		調整項目			調整状況				
	神奈川県高齢福祉課		補助対象財産処分			調整済(平成28年9月28日)				
	相模原市生涯学習課		運営体制及び施設区分			調整中				
	相模原市総務法制課		条例改正(附則)			調整中				
	打合せ・会議の経過									
	月日	会議名等			内容					
H27.8.4	関係課担当者打合せ会議			補助金関係、条例改正関係等について						
H28.9.29	関係課打合せ会議			施設の現状と課題、補助対象財産処分、施設見直し案						
備考										
関係課長会議の結果等	原案を		上部庁議へ付議する。			(局経営会議)				
関係課長会議の出席課・機関等	総務法制課 津久井まちづくりセンター 生涯学習課		企画政策課 高齢政策課 健康福祉総務室		経営監理課 地域包括ケア推進課 津久井保健福祉課		財務課 緑保健センター			
これまでの庁議での主な意見	見直し案による公民館と老人福祉センターの部屋の配置転換について、生涯学習課として支障ないか。特に支障はない。 公共施設のあり方は、地域のニーズに合わせて整備することから今回の見直し案はどのような考え方に立っているのか。 老人福祉法においても高齢者の健康増進や教養の向上のため老人福祉センターを設置するものとされており、今回の見直しについても、健康・生活相談等の充実や、高齢者の居場所の確保のひとつとなり、高齢化率の高い津久井地域のニーズと合っていると考える。 見直しにより利用時間が午前9時から午後4時までになるが、市民サービスに影響は出ないのか。 現在の夜間の老人福祉センター部分の利用団体については、見直し後どのように対応するのか。 昼間老人福祉センターを利用している高齢者以外の団体への影響は出ないのか 高齢者の午後4時以降の利用はほとんどない。また、現在、老人福祉センター部分を利用している団体は、公民館部分の諸室で対応するため利用団体への影響は少ないものと考えている。 介護予防事業の展開についてどのように考えるのか。 介護予防事業は全市的に展開していることから、津久井老人福祉センターの見直しにより場の提供を受け推進したい。 健康相談については、隣接の津久井保健センターで実施しているため、今後緑保健センターと調整しながら進めてほしい。 見直し後の条例に諸室の規定がなくてよいのか。 老人福祉法上無料施設とされているため諸室の規定は必要ない。 地域住民は、津久井中央公民館、津久井老人福祉センターの区分や使用方法を意識して利用していないと考えられるため、見直し後の利用方法等については、丁寧に説明していただきたい。 承知した。									

事案の具体的な内容

1 経過及び趣旨

津久井老人福祉センターは、津久井町文化福祉会館として条例に位置づけられていたが、合併後は老人福祉センター条例及び公民館条例に位置づけ一体的な運用が行われてきた。

一方で、高齢化の進行に伴い、老人福祉センターとしての機能の充実が求められていることから、諸室の配置を変更するとともに、他の老人福祉センター(溪松園・若竹園)との整合を図るため、条例附則で定めている使用料規定を見直すもの。

2 津久井老人福祉センターの課題

(1) 老人福祉センターとしての機能の充実

高齢者の介護予防や居場所づくり、活動の機会の確保が求められている。

(2) 諸室の混在の解消

諸室の配置を同一フロアに集約する必要がある。

(3) 利用時間の見直し

現在は午前9時から午後9時30分までの利用となっているが、他の老人福祉センター(溪松園・若竹園)は利用時間が午前9時から午後4時までとなっており、統一を図る必要がある。

(4) 使用料に係る合併経過措置の廃止

他の老人福祉センター(溪松園・若竹園)は、利用料が無料であるが、津久井老人福祉センターについては、合併時に市立老人福祉センター条例に附則を設け、旧町文化福祉会館条例の使用料を「当分の間」準用するとの経過措置を規定する一方で、高齢者の利用については10割の減免をしている。

3 課題の見直し案

(1) 老人福祉センターとしての機能の充実

ア 健康・生活相談の実施

市保健師や高齢者支援センター等の活用により健康・生活相談を実施する。

イ 介護予防事業の展開

各種介護予防事業を展開できる場として提供する。

(2) 諸室の混在の解消(利用者の利便性の向上)

老人福祉センター部分を2階に集約し、利便性を向上させる。

(3) 利用時間の見直し

市立老人福祉センター条例に基づき、利用時間を午前9時から午後4時までとする。

(4) 使用料に係る合併経過措置の廃止

現在の市立老人福祉センター条例の附則のうち、使用料規定に係る旧津久井町条例の準用規定を改正する。

4 運営体制及び経費等

(1) 開所日:年間346日(年未年始及び毎月第4月曜日を除く)

現状同様

(2) 利用時間:午前9時から午後4時まで

現状は、午前9時から午後9時30分まで

(3) 経費等

老人福祉センターの機能の充実に必要な備品購入費については、リユースや寄贈物品も含め保険高齢部内で対応する。

運営費については、公民館部分の現行予算の中で対応する。

5 今後のスケジュール

平成29年5月 健康福祉局経営会議

6月 地元関係団体への説明

9月 議会 条例改正案(附則)上程

平成30年4月 市立老人福祉センター条例一部改正の施行

健康福祉局経営会議 議事録

開催日 平成 2 9 年 5 月 9 日 (火)

出席者 梅沢副市長 健康福祉局長 福祉部長 保険高齢部長 保健所長
健康福祉総務室長 地域福祉課長 高齢政策課長 地域保健課長 (代)
生涯学習課長 津久井保健福祉課長

1 津久井老人福祉センターの機能の充実と旧町条例の経過措置の見直しについて

(説明者 : 保険高齢部長)

(1) 主な意見等

健康相談は、具体的にはどういう形で行うのか。

保健師等による健康相談や健康チェックを行う予定である。高齢者支援センターからの派遣等も含め中央保健センターと調整し、4月からの事業実施に向けて詳細を検討していく。

老人福祉センター湊松園と若竹園でも健康相談を実施しているのか。

看護師による健康相談を実施している。

利用時間が午後 4 時までになるが、現在夜間利用している団体への影響はないのか。

公民館の諸室を利用することで対応可能である。

地域住民には、見直し後の津久井老人福祉センターの利用方法等について、丁寧に説明していただきたい。

承知した。

(2) 結 果

原案のとおり承認する。

以 上